

5月22日総括副部長会議での指摘事項の対応について

～（仮称）草津市子ども・若者計画～

子ども未来部

子ども・若者政策課

1. 「（仮称）子ども・若者計画」の名称に具体的な計画の内容を足してはどうか。

- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項で「市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（「市町村子ども・若者計画」という。）」とされていることから、「（仮称）草津市子ども・若者計画」としています。計画名称は、計画策定を行う中で検討します。

2. 他計画との関係で「第6次草津市総合計画に即したもの」の記載を見直されたい。

- 「第6次草津市総合計画に即した」を「第6次草津市総合計画を見据えた」に修正を行いました。

3. 計画期間は5年となっているが、計画期間が短くないか。

- 国および滋賀県の計画期間は5年間です。また、子ども・子育て支援事業計画の計画期間も5年間であることから、本計画の計画期間も5年間とします。

4. 策定スケジュールの記載を修正されたい

- スケジュールに「(案)」を追加し、庁議の項目を修正しました。